

Q10

妊娠しました。
出産に当たり、仕事を辞めずに休むことはできますか？

妊娠した場合、お母さんの体を守るため、**出産の前後に仕事を休むことができる制度**があります。出産前に休むことを「産前休業」、出産後に休むことを「産後休業」といいます。

会社には、労働者が希望すれば**出産予定日の前の 6 週間**を休業させる義務と、**出産後の 8 週間**は、労働者が希望しなくても休業させる義務があります。

この間、給料は原則もらえませんが、健康保険に入っている場合、要件を満たせば、**出産手当金**が支給されます。金額はおおむね平均月収の 3 分の 2 程度です。

なお、産前休業の期間については、かわりに有給休暇を取ることも可能です。

また、法律では、産前産後の休業する期間及びその後 30 日間は、会社は労働者を解雇してはならないとされています。



【action】



- 会社に、母子健康手帳を添えて妊娠したことを報告しましょう。
- ご自身の体調も考えながら、いつから休むのかスケジュールを立ててみましょう。

..... 最後の確認！

- ☐ 産前休業、産後休業の制度があることを理解した
- ☐ 会社に、妊娠したことを報告し、休みについて相談した

トピックス

育児・介護休業法が改正されます！

令和 7 年 4 月施行

- ・子の看護休暇の見直し
- ・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
- ・育児休業取得状況の公表義務が 300 人超の企業に拡大 など

詳細はこちらを
ご確認ください。

